

○湖南衛生組合公告式条例

昭和36年8月1日

条例第1号

第1条 湖南衛生組合(以下「組合」という。)の条例は管理者がこれに署名し、公布年月日を記入して公布する。

(昭40条例2・一部改正)

第2条 [前条](#)の規定による公布は、武蔵野市役所前、小金井市役所前、小平市役所前、東大和市役所前及び武蔵村山市役所前の掲示場に掲示してこれを行なう。

(昭40条例2・昭45条例5・一部改正)

第3条 [前2条](#)の規定は、組合の規則、組合議会の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。ただし、法令または条例に別段の定めがあるときは、この限りでない。

付 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。

付 則(昭和40年6月30日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年5月1日から適用する。

付 則(昭和45年12月22日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、東大和市については昭和45年10月1日より、武蔵村山市については昭和45年11月3日から適用する。